

*1 体感治安

人々が実際に肌で感じる治安の良し悪しに関する感覚をいいます。

*2 重要犯罪

殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいいます。

*3 スクールサポーター制度

専門的知識・経験を有する警察官OBをスクールサポーターとして雇用し、警察と学校及び地域との連絡調整役として、地域安全情報の収集及び提供、学校及び地域に対する支援、少年の非行防止活動などを行います。

*4 犯罪防止特別宣言

特定の犯罪が多発した場合などに、知事は、公安委員会と協議し、県民などが犯罪の防止に特に留意する必要がある旨の宣言をすることができます。

プロジェクトの概要

県民の身近なところで発生する犯罪や県民の体感治安(*1)に大きな影響を与える重要犯罪(*2)などの抑止・検挙活動や交通事故防止対策に取り組んでいます。また、県民の防犯意識の向上と防犯ボランティア活動の拡大・ネットワーク化を図り、犯罪の発生を抑制しています。このほか、犯罪から子どもを守る対策の強化や、組織犯罪の実態の解明と繁華街・歓楽街を中心とした取締りを徹底しています。さらに、犯罪被害者等への支援施策を総合的に進めます。



地域住民による自主防犯パトロール

2008年度の実施概要

- **県民に不安を与える犯罪等の抑止・検挙活動の強化** として、警察官による街頭パトロールや「声かけ活動」を強化することにより、犯罪の抑止・検挙及び交通事故防止を図りました。また、捜査支援システムの整備を行うなど効率的・効果的な捜査に努めました。
- **犯罪から子どもを守る対策の強化** として、犯罪を寄せ付けない環境づくりに向け、警察へ緊急通報するための新型緊急街頭通報装置5基を整備したほか、子どもの犯罪被害防止や非行防止などを目的とした「スクールサポーター制度」(*3)の運用を促進し、学校などの関係機関との連携体制を充実させました。また、子どもの見守り活動などに有効活用できる子ども安全情報システムを構築し、ピーガルくん子ども安全メールの配信を開始しました。
- **繁華街・歓楽街総合対策及び組織犯罪対策の推進** として、繁華街・歓楽街を健全で魅力あふれるものとするを旨とし、民間ボランティアと官民協働の合同パトロール活動などを実施したほか、各種警察活動を通じて収集した組織犯罪に関する情報を集約し、様々な分析を加え、暴力団や来日外国人犯罪組織などの壊滅・弱体化を目的とした各種取締りを強化しました。
- **警察基盤と現場執行力の強化** として、県央地区での犯罪多発に対応するため、綾瀬地区警察活動拠点(仮称)の整備を進めました。また、大量退職・大量採用の中で後継者を育成し、現場執行力を強化するため、警察官OBの捜査実務指導嘱託員を全警察署に配置し、技能の伝承や基礎的教養を習得させることにより若手警察官を中心として捜査書類作成能力等が向上しました。
- **県民総ぐるみによる防犯への取り組みの推進と犯罪被害者等への支援** として、自主防犯活動の立ち上げを推進するとともに、情報の収集・発信、きめ細かな相談、自主防犯活動のネットワークづくりなどの支援を実施したほか、振り込め詐欺被害の急増を踏まえ、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づく、「振り込め詐欺」犯罪防止特別宣言(*4)を行い、各種広報媒体を活用した注意喚起など、被害防止対策を推進しました。犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等が犯罪などにより壊された日常生活の早期回復と犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目的とした「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、県が取り組む支援施策を定めた「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。また、支援事業として、「犯罪被害者等総合相談窓口」の運営や普及啓発、人材育成などを実施しました。

県民ニーズ・意見などへの対応

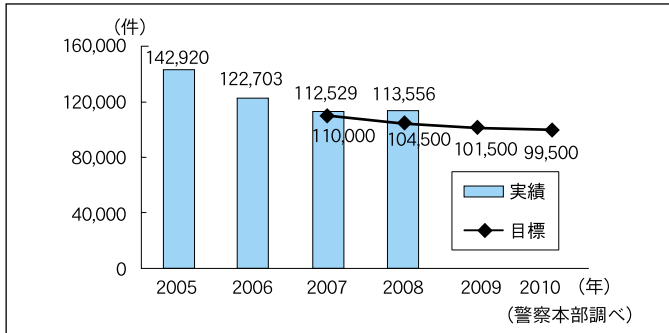
平成19年度県民ニーズ調査の結果、「犯罪や交通事故がなく安心して暮らせること」を重視する意見が95.4%にのぼっていることから、犯罪の発生実態に応じて警察官による街頭活動を強化し、県民の身近なところで発生する犯罪あるいは県民の体感治安に大きな影響を与える重要犯罪の抑止・検挙に努めるなど、事件・事故のない安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みを進めています。

戦略プロジェクトの目標

目標 刑法犯認知件数(単年度※)

目標設定の考え方

全国警察が取り組む犯罪抑止の推進を中心に、県民が治安の回復を実感でき、県民に分かりやすい指標として刑法犯認知件数(*5)を掲げました。また、数値目標は、これまでの治安回復の流れをより確実なものにし、平成初期の水準にまで治安を回復させるべく、今後4年間で刑法犯認知件数を9万件台に減少させることをめざして目標値を設定しました。



達成状況

2007	2008	2009	2010
B	B	---	---
97.7%	92.0%	---	---

目標の達成状況の分析

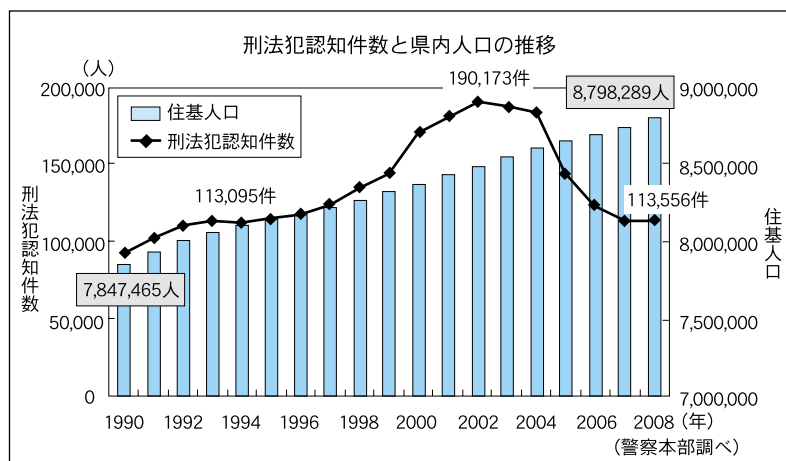
- 刑法犯認知件数の総数は、平成15年から5年連続で減少させてきましたが、2008年は、2007年比で0.9%増加となり、目標達成率は、92.0%でした。これは、自転車盗、オートバイ盗、器物損壊、振り込め詐欺の認知件数が増加したことなどが要因と考えられます。
- このため、今後とも目標の達成に向けて計画事業を着実に進めていく必要があると考えています。

*5 刑法犯認知件数

警察において発生を認知した殺人、暴行、傷害、窃盗などの刑法の罪(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷を除く)及び指定された法律違反の事件の数をいいます。

総合分析

- 治安情勢を示す指数の一つである刑法犯認知件数の推移をみると、国際化や情報化の発展、さらには県内人口の増加を背景に、1995年から2002年にかけて連続的に増加し、2002年には戦後最悪の19万件を記録しました。2003年からは年々減少し、治安が回復傾向にあることが分かりますが、2008年は若干増加に転じています。



- IT情報化社会の進展や経済情勢の急激な悪化など、犯罪の発生を誘引する要因が顕在

しており、人的・物的警察基盤の一層の整備・強化が必要ですが、警察官によるパトロール活動を強化するとともに、自主防犯活動団体の拡大とネットワーク化、県、警察、関係団体、企業、地域住民などが協働・連携して効率的に取り組みました。

- 2008年の刑法犯認知件数は、全国的に減少傾向にありますが、本県では「無施錠による自転車盗」が増加したことや、「振り込め詐欺」については被害者から現金、キャッシュカード等を直接受け取る新たな手口が発生したため、2007年と比較して総数は僅かに増加しました。しかし、地域と連携した地道な防犯活動などにより、住宅を対象とした空き巣などの侵入盗犯を約1,000件、街頭で発生する自動車盗を約1,000件、ひったくりを約400件減少させるなど、体感治安の向上に向け、一定の成果を上げることができました。交通事故防止対策については、年当初から交通事故防止総合対策、発生予測5日間対策などを推進した結果、発生件数、負傷者数は8年連続、死者数は6年連続で減少させており、特に交通事故死者数189人は、年間統計を取り始めた昭和23年以降、初めて200人を下回りました。こうした取り組み成果の積み重ねから、概ね効果を上げることができました。

プロジェクトをとりまく課題

- 2008年の刑法犯認知件数は、1993年の水準まで回復させていますが、2007年と比較して0.9%増加しました。これは、自転車盗、オートバイ盗、器物損壊、振り込め詐欺などが増加したことが主な原因と考えられますので、今後もこれらの犯罪の抑止と検挙活動を強力に推進する必要があります。
- また、子どもや女性が被害者となる性犯罪などは、被害者などの心身に深い傷を残し、さらには地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせていることから、重大事案の前兆とみられる声かけ、つきまといなどが発生した段階で未然防止を図る警察活動を強化する必要があります。
- さらに、自主防犯活動団体のさらなる拡大及びネットワーク化を支援することにより、一層効果的・効率的な活動を促進するなど、犯罪発生 の総量を抑制する取組みとともに、犯罪組織の壊滅を強化する必要があります。
- 犯罪被害者等の支援については、多様な主体の連携・協働による総合的な支援を図る必要があります。

今後の対応方向

- 引き続き、県民の身近なところで発生する犯罪、あるいは県民の体感治安に大きな影響を与える重要犯罪など、各種犯罪の抑止や交通事故防止対策を強化するとともに、県民の防犯意識のさらなる向上や自主防犯活動の拡大及びネットワーク化を図り、犯罪発生 の総量を抑制します。
- また、子どもや女性を性犯罪などの被害から守るための活動を専門的かつ継続的に行う「子ども・女性前兆事案対策班」を設置し、先制・予防的な警察活動を強化します。
- 的確な情報分析により犯罪組織の実体解明と歓楽街を中心とした暴力団などの資金獲得活動の排除に向けて取締りを徹底します。
- 犯罪被害者等の支援については、「犯罪被害者等支援条例」及び「犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、警察、民間支援団体と協働・連携した総合的支援体制として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置するとともに、生活資金の貸付、弁護士による法律相談など、犯罪被害者等の日常生活の早期回復のための支援を新たに実施します。また、県民・事業者の理解促進や人材の育成に取り組み、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを進めます。

総合計画審議会の二次評価

- ・ 総合分析は概ね妥当であるが、捜査支援システムについて、個人のプライバシーの保護について配慮するとともに、その効果について広報・啓発する必要がある。

参照ホームページ

安全・安心に関する情報

神奈川県警察ホームページ

→ <http://www.police.pref.kanagawa.jp/index.htm>

神奈川県安全・安心まちづくりホームページ

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansin/anzennindex.htm>

街頭犯罪等発生マップ

→ <http://www.police.pref.kanagawa.jp/map/crime/html/mesd0801.htm>

ピーガルくん子ども安全メール

→ <http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd5010.htm>



*1 耐震化

昭和56年に新耐震基準が施行される前に建築された建物について、耐震診断を行い、同基準に適合するよう壁を増設する等の改修工事や、建替えを行うこと。

*2 八都県市

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

プロジェクトの概要

災害時情報収集・伝達体制の充実、災害時活動拠点などの機能強化、地域防災力の向上と広域連携体制の充実、民間住宅などの耐震化(*1)の促進及び被害軽減目標などを明示した「神奈川県地震防災戦略(仮称)」の策定に向けた取組みなど、災害に強い安全なまちづくりを着実に進めています。



八都県市合同防災訓練の様子

2008年度の実施概要

- **災害時情報収集・伝達体制の充実** として、2007年度の有線系の運用開始に引き続き、衛星系の整備が完了し、災害に強い新たな防災行政通信網の本格運用を開始しました。
- **災害時活動拠点などの機能強化** として、災害医療拠点病院である昭和大学横浜市北部病院の施設整備に助成するとともに、県立高校12棟の耐震補強工事を実施したほか、県立学校の体育施設や実習棟などの耐震診断を行うなど、県立教育施設の耐震化対策に取り組みました。
- **地域防災力の向上と広域連携体制の充実** として、市町村の地震防災対策に対して財政支援を実施するとともに、国及び首都圏の八都県市(*2)による合同防災訓練を実施しました。
- **民間住宅などの耐震化の促進** として、木造住宅耐震講習会や耐震セミナーを開催し、県民の耐震化に対する意識啓発や知識の普及を行いました。
- **地震防災対策の効果的かつ効率的な推進** として、東海地震などの地震について地震被害想定調査を実施し、死傷者などの人的被害、建物被害などの物的被害の予測計算を実施しました。

県民ニーズ・意見などへの対応

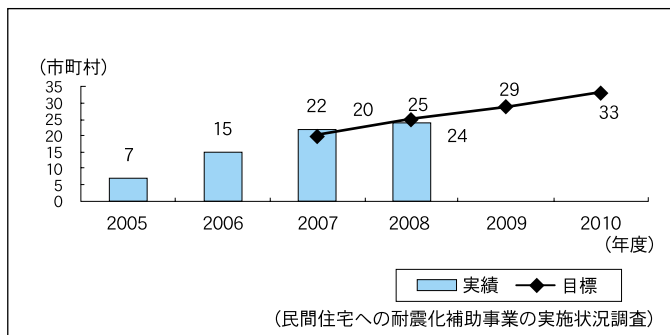
「神奈川力構想・白書2007」に関する県民参加において、「大規模地震の発生に備え、国や他の都県市、防災関係機関、自衛隊などとの連携した対策を確立すべきである」との意見があったことを踏まえ、合同防災訓練の実施のほか、在日米軍との相互支援に関する覚書の締結など、広域連携体制の充実・強化を図っています。

戦略プロジェクトの目標

目標 民間住宅に対する耐震改修補助事業を実施する市町村数(単年度)

目標設定の考え方

市町村が実施する民間住宅耐震改修補助事業の拡大を図るため、県は、2006年度から「市町村地震防災対策緊急支援事業」の財政支援の対象に市町村の同事業を加えたところ、同事業の実施市町村数が2005年度に比べ大幅に増加したことを踏まえ、2010年度には全ての市町村で耐震改修補助事業が実施されることをめざして目標値を設定しました。



達成状況

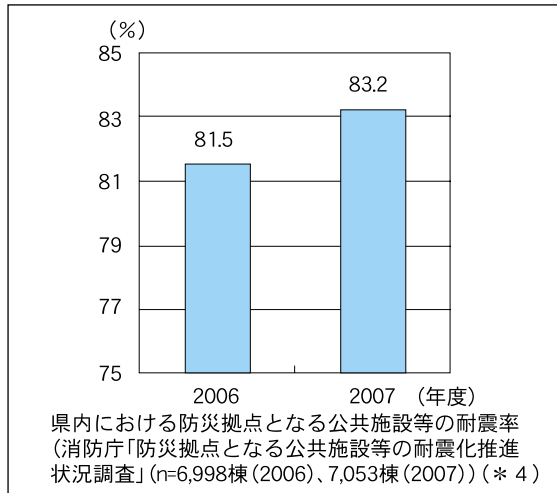
2007	2008	2009	2010
A	B	---	---
110.0%	96.0%	---	---

目標の達成状況の分析

- 2008年度の目標に対する達成率は、96.0%となりました。これは、構成事業が計画どおりに実施され一定の事業効果が得られたものの、厳しい財政事情に加え、耐震診断の促進に力を入れていたり、「市町村耐震改修促進計画」が未策定であることなどが要因と考えられます。このため、策定に必要な支援を行うなど、今後も引き続き、市町村と連携した取組みを充実させていく必要があると考えられます。

総合分析

- 大規模地震に備えた対応力の強化の一つの目安である、県内における公共施設などの耐震率の状況をみると、災害時に防災拠点となる公共施設の耐震化は着実に進んでおり、神奈川の耐震率(*3)は全国第1位となっています。
- 防災対策については、災害対策基本法により、県、市町村、防災関係機関や住民の方々の役割が定められており、合同防災訓練などの実施に当たっては、適切な役割分担の下、協働・連携して取り組みました。また、住民に最も身近な市町村の防災対策に対し、「市町村地震防災対策緊急支援事業」による財政支援を行うことで県全体の防災力の向上を図るなど、効率的な防災対策を進めました。
- 昨年は、中国・四川省を震源とする地震や岩手・宮城内陸地震などの災害が相次いで発生しており、こうした大災害の発生に備え、引き続き着実に構成事業を推進していく必要があると考えられます。プロジェクトの目標とした「民間住宅に対する耐震改修補助事業を実施する市町村数」の達成率は96.0%となっており、また「八都県市合同防災訓練」や「緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練」などの実施や、在日米軍との相互支援に関する覚書の締結などにより、広域連携体制の強化が図られたことから、概ね効果を上げることができました。



*3 耐震率

(昭和57年以降建築棟数+耐震性有棟数+耐震改修済棟数)÷全棟数

*4 県内における防災拠点となる公共施設等の耐震率

地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等の耐震率

プロジェクトをとりまく課題

- いつ発生するか分からない大規模地震による県民の被害を最小限に止め、発災時の応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するためには、市町村や関係機関など一体となって「大規模地震に備えた対応力の強化」に向けた取り組みを効果的かつ効率的に推進していく必要があります。
- 中国・四川省を震源とする地震や岩手・宮城内陸地震の課題を踏まえ、建築物の耐震化や孤立化対策等を推進する必要があります。
- 本県だけでは対応できない大規模地震が発生した際に、国や近隣都県と協力して、円滑な災害対策を実施するため、さらなる広域連携体制の強化に取り組んでいく必要があります。

今後の対応方向

- 大規模地震などの発生直後の被害の概況の把握や災害現場と県庁との連携を強化するため、映像情報の伝送システムを整備し、災害時情報収集・伝達体制の充実を図ります。
- 民間住宅などの耐震化の促進を図るとともに、県有施設利用者の被害軽減に向けて、これまで優先的に実施してきた防災上重要建築物の耐震診断に続き、それ以外の建築物の耐震診断に着手するほか、災害時に活動拠点となる施設の耐震化や資機材の充実などに取り組みます。
- 迅速な災害応急活動を実施するため、ヘリコプターの受入れ体制を整備します。
- 市町村の地震防災対策に対して引き続き財政支援を実施し、地域防災力の向上を図ります。
- 国や他の都県市、防災関係機関の参加、協力の下「八都県市合同防災訓練」を実施するとともに、山梨、静岡、神奈川の三県による連携した取り組みを進め、広域連携体制の充実・強化を図ります。
- 2007～2008年度に実施した地震被害想定調査結果をとりまとめ、これを踏まえて、被害軽減目標やその目標を達成するために必要な対策の数値目標や達成時期を示した「神奈川県地震防災戦略(仮称)」を策定し、効果的かつ効率的な地震防災対策を推進します。

総合計画審議会の二次評価

- ・ 総合分析は妥当である。
- ・ 三浦半島断層群及び国府津―松田断層帯について、国は重点調査を行う方針を打ち出したが、県も協働して調査を行い県民に調査結果や地震予測を公表する必要がある。

参照ホームページ

神奈川県防災・災害情報

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/sys/bousai/portal/index.html>

災害に備えて

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/saigai/saigai.html>

プロジェクトの概要

食の安全・安心に関して、消費者、生産者、事業者、行政などによる相互の意見交換や情報提供が行われるとともに、安全性の科学的な評価とそれに基づく規制などが徹底され、県民が安心して食生活を楽しむことができるよう取り組んでいます。

また、市町村での消費生活相談や、県が実施する休日相談などにより、毎日消費生活相談が受けられる体制を整備するとともに、相談実務の知識が豊富な相談員により、的確な助言や相談解決がなされるなど、県民が安心して消費生活をおくることができるよう取り組んでいます。



かながわ食の安全・安心基礎講座

2008年度の実施概要

- **食の安全・安心に関する情報提供・意見交換** として、食の安全・安心県民会議（3回）、シンポジウム（1回）、基礎講座（5回）を開催するなど、意見交換や情報提供を進めました。
- **生産段階における安全・安心な農林水産物の確保** として、国と連携・協力のうえ、農薬販売店など739店に対する立入検査を行い、農薬などの適正販売や保管管理を指導したほか、家畜伝染病の発生予防やまん延防止の検査などの実施や家畜保健衛生所の新築による防疫体制の強化、水産用医薬品の適正使用の指導や残留検査など、安全な農林水産物の確保を図りました。
- **食品事業者の自主的な取り組みの促進による安全・安心な食の確保** として、食品事業者における簡易検査の実施など、自主衛生管理の普及啓発を図りました。
- **製造・流通段階における食品の検査及び監視の充実** として、ポジティブリスト制度（*1）に対応した残留農薬・動物用医薬品検査及び大規模食品調理・製造施設などの監視指導を行いました。
- **消費者被害の未然防止と救済** については、毎日消費生活相談の実施として、NPO法人と連携して休日（土日祝）・夜間（週1回）電話相談を実施したほか、2007年度から引き続いてメールによる相談を受け付けました。食品への不安が高まったことに対しては、「食品安全緊急110番」を設置し、消費者の不安解消に努めました。また、消費生活相談人材の育成として、県及び市町村の相談員・有資格者の人材育成研修などを実施しました。

*1 ポジティブリスト制度

原則としてすべての農薬などについて残留基準を設定し、基準を超える食品の販売などを禁止する制度のことです。

県民ニーズ・意見などへの対応

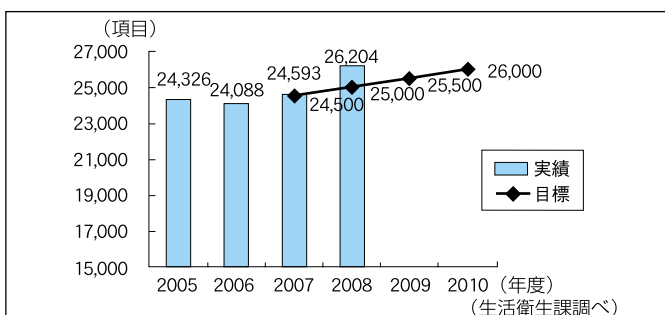
食の安全・安心の確保に関する施策を策定するにあたり、「食の安全・安心モニター」を125人から150人に増やし、より多くの県民の意見を反映するよう努めています。また、モニターアンケートでは、食品の安全性に関する情報提供を行う「かながわ食の安全・安心基礎講座」について、より多くの開催を望む意見があったことから、開催回数を3回から5回に増やし、充実しました。

戦略プロジェクトの目標

目標① 食品の衛生検査の延べ項目数（単年度）

目標設定の考え方

消費者の関心が高く、規制が強化された食品中の残留農薬・動物用医薬品などを中心に検査を充実させる必要があることから、食品の衛生検査の延べ項目数を毎年500項目増やすことをめざして目標値を設定しました。



達成状況

2007	2008	2009	2010
A	A	---	---
110.3%	104.8%	---	---

目標の達成状況の分析

- 食品の安全性に対する消費者の不安が高まっていることを受け、食品中の残留農薬等の検査や輸入食品における添加物の検査を充実したことなどから、2008年度の目標25,000項目に対し26,204項目となり、計画を達成しました。

目標② かながわ中央消費生活センターの消費生活相談における「あっせん」(*2)による相談者支援件数(単年度)

目標設定の考え方

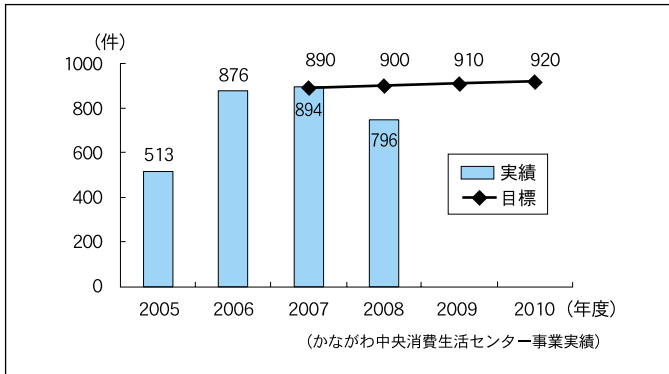
相談者に占める高齢者の割合が増加する中で、相談員の助言だけでは自己解決することが難しい案件などへの対応として、「あっせん」による支援が今後一層求められていくことから、かながわ中央消費生活センターにおける相談体制の強化などにより2006年度の件数が急増したことも踏まえ、毎年度10件増加し、2010年度には920件となることをめざして目標値を設定しました。

*2 あっせん

相談者の自主交渉によってトラブルを解決することが困難と認められる場合、消費生活センターが相談者と苦情の相手方の間に入って解決を促進することです。

戦略プロジェクト

安全・安心



目標の達成状況の分析

- 2008年度の目標に対する達成率は、796件88.4%となり、目標の900件を概ね達成できました。目標件数を下回った要因は、相談件数そのものが減っている上、事業者の倒産などで連絡がつかないなど、「あっせん」そのものができない相談が増えたことによるものと考えられます。

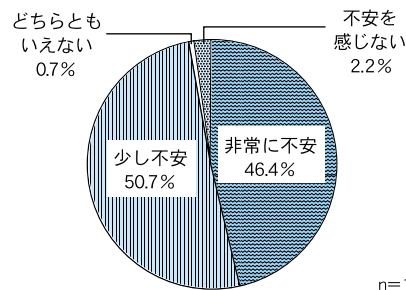
達成状況

2007	2008	2009	2010
A	B	---	---
100.4%	88.4%	---	---

総合分析

- 県が2008年6月に実施した「かながわ食の安全・安心モニターアンケート」結果をみると、食品に対して何らかの不安を持っている県民の割合が約97%と高くなっていますが、輸入食品を原因とする薬物中毒事案が発生するなど、食品の安全性をおびやかす事件が発生したことによるものと思われます。
- 県民の食への信頼を回復するためには、事業者の自主的な取組みと、行政による食品の検査や監視を着実に実施することが必要です。事業者と行政との役割分担を踏まえ、行政コストの観点から、農薬などの検査と大規模な調理・製造施設の監視指導に重点をおき、適切に実施しました。
- 農薬販売店などへの立入検査や動物医薬品の製造、販売、使用段階への立入検査を適切に実施しました。
- 毎日消費生活相談を実施したほか、市町村消費生活相談窓口での相談体制や相談実務の充実・強化のため、相談員や有資格者へ時宜を得たテーマの研修(参加者数延べ912名)を行ったことに加え、新たに相談員になった者を対象に、実地体験を含めた研修(参加者数11名)を実施した結果、多様な相談ニーズへの対応が可能となりました。
- 県内では、食品による大きな健康被害や事故は発生していません。また、プロジェクト目標である「食品の衛生検査の延べ項目数」についても目標を達成しました。市町村と県が一体となった苦情処理の「あっせん」や相談体制の整備を進めている中で、「あっせん」による相談者支援件数は目標を下回りましたが、ホームページを活用した注意喚起など、被害の未然防止の効果による相談件数そのものの減少も一因と考えられ、プロジェクト全体としては概ね効果を上げることができました。

「食品についての不安」アンケート結果



(2008年度「かながわ食の安全・安心モニターアンケート」より)

プロジェクトをとりまく課題

- 食品の事件・事故の発生によって、食品表示に対する不信や輸入食品に対する不安が高まり、県民の食品に対する信頼が低下する中で、事業者や行政に求められる役割も大きくなっています。このため、消費者に食品の安全性に対する正しい理解と知識を持っていただくための取組みや、消費者、食品事業者、行政による意見交換の促進など、三者が協力した取組みが求められるとともに、食の安全・安心の確保に向けた具体的で実効性のある施策を推進する必要があります。
- また、県民からは、健康被害の発生などの緊急時における、正確で迅速な情報提供と相談体制の確保、関係機関の緊密な連携など行政の適切な対応が求められています。
- 生産段階における安全・安心な農林水産物の確保として、農薬販売店などにおいて不適切な事案が散見されることから、農薬の適正販売や保管管理における粘り強い指導のほか、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生が危惧されることから、引き続き検査が必要です。
- 消費者被害の未然防止と救済については、複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、県域全体での消費生活相談体制の充実や、専門機関などと連携した被害救済支援体制の充実、悪質事業者への指導の強化を図るとともに、自ら判断し行動できる自立した消費者の育成に向けて、消費者教育を充実・強化していく必要があります。

今後の対応方向

- めざすすがたの実現に向けて、県民の関心の高い食の安全・安心の確保に関する情報提供や意見交換を進めるとともに、生産段階における農林水産物の検査の実施や食品事業者の自主的な取組みを促進し、製造・流通段階における食品の検査及び監視の充実を図ります。また、法令に基づく施策に加え、食品等の自主回収の報告制度、食品等輸入事務所等の届出制度といった規制措置を盛り込んだ条例を制定し、効果的、実効的な諸施策に県民や事業者と協力して取り組みます。
- 食に関わる重大な健康被害の発生などの緊急時には、食の安全・安心推進会議を中心として、関係機関との密接な連携のもとで、総力をあげて対応します。
- 生産段階における安全・安心な農林水産物の確保については、農薬などの適正販売や保管管理について販売店に対する指導及び家畜伝染病の検査や動物医薬品の製造、販売、使用段階における立入検査など、引き続き取り組みます。
- かながわ中央消費生活センターの窓口において、相談員を増員し、全ての平日に夜間相談を実施するなど県民サービスの向上を図るとともに、広域的・専門的な相談機能を強化して、県域全体における消費生活相談体制の充実や消費者被害救済支援体制の充実に取り組みます。さらに、悪質事業者への指導を強化し、自分で考え行動できる「消費者力」を養うための消費者教育の充実に取り組みます。

総合計画審議会の二次評価

- ・ 総合分析は妥当である。
- ・ 「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」の制定に取り組んでいるが、条例の運用にあたっては、県民や事業者と県が一体となって県民運動により、食の安全・安心を確保していく必要がある。

参照ホームページ

食の安全・安心に関する情報

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/seikatueisei/anzen/index.html>

かながわの消費生活

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi/index.html>

かながわ中央消費生活センター

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi/chuou/index.html>

内閣府 消費者の窓

→ <http://www.consumer.go.jp/>

